

# 標準旅行業約款 (別紙 特別補償規程)

観光庁・消費者庁告示第1号 (令和2年4月1日から適用)

## 第1章 補償金等の支払い

### (当社の支払責任)

**第1条** 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によって身体に傷害を受けたときは、本章から第4条までの規定により、旅行者又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金(以下「補償金等」といいます。)を支払います。

前項の傷害には、身体外部から有傷が又は有傷を伴った一時的に吸入、吸収又は摂取したとき急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によって身体に傷害を受けたことによる傷害を除きます。ただし、細菌性食物中毒は含みます。

### (用語の定義)

**第2条** この規程において「企画旅行」とは、標準旅行業協会集約型企画旅行契約の第2条第2項及び受託企画旅行契約の第2条第3項で定めらるるものをいいます。  
この規定において「企画旅行参加中」とは、旅行者が企画旅行に参加する目的をもって当社があらかじめ手配した乗務券等によって提供される当該企画旅行日程に定められた最初の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けたことを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けたことを完了した時までその期間をいいます。ただし、旅行者があらかじめ定められた企画旅行の行程から離脱する場合において、離脱及び復帰の予定日間であらかじめ当社に届け出ていたときは、離脱の予定の日時までの間には「企画旅行参加中」とし、また、旅行者が離脱及び復帰の予定日間であらかじめ当社に届け出てきたことを離脱したとき又は復帰の予定日を超えたときは、その離脱の時から復帰の時までの間又はその離脱した後は「企画旅行参加中」といいます。また、当該企画旅行日程に、旅行者が当社の手配に係る運送・宿泊機関等のサービスの提供を一切受けず(旅行日程の離脱時により)が、目的地に到着した場合は、その旨及び当該支払いは当社によって旅行者が被った損害に対するこの規程による補償金及び見舞金の支払いが行われない旨を契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはいたしません。

前項の「サービスの提供を受けたことを開始した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

- 旅客員、当社の使用人又は代理人が旅行者を行う場合は、その受けた時
- 前号の解釈が行われない場合において、最初の運送・宿泊機関等が、  
イ 航空機であるときは、乗客のみが乗場である飛行機構内における手荷物の検査等の完了時

イ 船舶であるときは、乗船手続の完了時  
ロ 鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車乗車時  
ハ 車両であるときは、乗車時  
ホ 宿泊施設であるときは、当該施設への入場時  
ヘ 宿泊施設以外の施設であるときは、当該施設の利用手続終了時とします。

第2項の「サービスの提供を受けたことを完了した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

- 旅客員、当社の使用人又は代理人が解散を告げる場合は、その告げた時
- 前号の解散の告知が行われない場合において、最後の運送・宿泊機関等が、  
イ 航空機であるときは、乗客のみが乗場である飛行機構内における退場時

ロ 船舶であるときは、乗船手続の完了時  
ハ 鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車降車時  
ニ 車両であるときは、降車時  
ホ 宿泊施設であるときは、当該施設からの退場時  
ヘ 宿泊施設以外の施設であるときは、当該施設からの退場時とします。

## 第2章 補償金等を支払わない場合

### (補償金等を支払わない場合一その1)

**第3条** 当社、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対する補償金等を支払いません。

- 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- 死亡補償金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が当該傷害の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
- 旅行者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- 旅行者が法令に定められた運転資格を持たない又は、又は酔って正常な運転ができないと思われる状態での運転又は原動機付自転車運転に起因して生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けたという間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

旅行者の脳疾患、疾病又は心神喪失。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

旅行者の転倒、転落、転覆、脱線又は外科的手術その他の医療処置。ただし、当社の補償すべき傷害を被る場合には、この限りではありません。

旅行者の所持品の紛失又は盗難。ただし、この限りではありません。

戦争、外国の武力行使、革命、政変、暴動、内乱、武装反乱その他これらに類似の事実又は暴動(この規程において、群衆又は多数者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において若しくは軽微が著しく、治安維持上重大な事態を認めらるる状態をいいます。)

核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)若しくは核燃料物質によって生成された物質(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性又はその特性による事故

前号2の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第10号以外の放射線照射又は放射線汚染

当社は、原因のいかんを問わず、頸部疼痛(いむむの「むちうち症」)又は腰痛(他覚症状のないもの)に對して、補償金等を支払いません。

### (補償金等を支払わない場合一その2)

**第4条** 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、事前に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては、補償金等を支払いません。

- 地震、噴火又は津波
- 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

### (補償金等を支払わない場合一その3)

**第5条** 当社、次の各号に掲げる傷害に対しては、各号の行為が当社があらかじめ定めた企画旅行の旅行日程に含まれていない場合を除き、補償金等を支払いません。

各号の行為が当該旅行日程に含まれている場合においては、旅行日程外の企画旅行参加中に、同種の行為によって生じた傷害に対しては、補償金等を支払います。

旅行者が別表第1に定める運動を行っている間に生じた傷害

旅行者が自動車、原動機付自転車又はオートバイによる競技、競争、興行(いずれもを合含みます。)又は試乗(性能試乗を目的とする運転又は操縦をいいます。)をしている間に生じた傷害。ただし、自動車又は原動機付自転車利用で道路の上でこれらのことをしている間に生じた傷害については、企画旅行の旅行日程に含まれていないことも補償金等を支払います。

航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機(定期便である不定期便であるとを問はず)による他の航空機を旅行者が操縦している間に生じた傷害

### (補償金等を支払わない場合一その4)

**第5条の2** 当社は、死亡補償金を受け取るべき者の各号に掲げられたことに該当する事由がある場合には、補償金等を支払わないことがあります。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること。

反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を生じていると認められること。

## 第3章 補償金等の種類及び支払額

### (死亡補償金の支払い)

**第6条** 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に死亡した場合は、旅行者1名につき、海外旅行を目的とする企画旅行においては、2,500万円、国内旅行を目的とする企画旅行においては、1,500万円(以下「補償金」といいます。)を死亡補償金として旅行者の法定相続人に支払います。ただし、当該旅行者について、既に死亡した後に後遺障害補償金がある場合は、補償金額から既に支払った金額を控除した金額を支払います。

### (後遺障害補償金の支払い)

**第7条** 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に後遺障害(身体に与えられた将来にも回復できない機能の重大な障害又は身体の一部の機能喪失)を被ったときは、その原因として、旅行者が被った傷害が当該後のものとして、以下同様とします。)が生じたときは、旅行者1名につき、別表第2の各号に掲げる割合を乗じた額を後遺障害補償金として旅行者に支払います。

前項の規定にかかわらず、旅行者が事故の日から180日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、当社は、事故の日から181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害補償金を支払います。

別表第2の各号に掲げられていない後遺障害に対しては、旅行者の職業、年齢、社会的地位等に照らして、身体障害の程度及び後遺障害の程度を考慮し、旅行者の各号の区分に基づき後遺障害補償金の支払額を決定します。ただし、別表第2の(1)、(4)、(2)、(3)、(4)及び(5)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害補償金を支払いません。

同一事象により2項以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に對し前3項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第2の7及び9に規定する上肢(腕及び手)又は下肢(脚及び足)の後遺障害に対しては、一般のごとき後遺障害補償金は、補償金額の60%までとします。

前各項に基づいて当社が支払うべき後遺障害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき、補償金額をもつて限度とします。

### (入院見舞金の支払い)

**第8条** 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活習慣を営むことが出来ず、かつ、通院(医師による治療が必要な場合において、自宅での療養を必要とする場合を除く。)を要する期間にわたって、医師による治療に専念することを要するときは、以下のように、同様に、その日数(以下「通院日数」といいます。)に対し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。

(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合  
イ 入院日数180日以上180日未満の傷害を受けたとき。 20万円  
ロ 入院日数90日以上90日未満の傷害を受けたとき。 10万円  
ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき。 2万円  
ニ 入院日数7日未満の傷害を受けたとき。 1万円

(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合  
イ 入院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき。 10万円  
ロ 入院日数90日以上90日未満の傷害を受けたとき。 5万円  
ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき。 2万円  
ニ 入院日数7日未満の傷害を受けたとき。 1万円

旅行者が入院しない場合においても、背骨等の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプス等を使用した場合、平常の業務に従事すること又は平常の生活習慣を営むことが出来ず、かつ、通院(医師による治療が必要な場合において、自宅での療養を必要とする場合を除く。)を要する期間にわたって、医師による治療に専念することを要するときは、その状態にある期間について、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。

当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活習慣を営むことが出来ず、かつ、通院(医師による治療が必要な場合において、自宅での療養を必要とする場合を除く。)を要する期間にわたって、医師による治療に専念することを要するときは、事故の日から180日を経過した後の通院に対しては、入院見舞金を支払いません。

当社は、旅行者1名について入院見舞金及び通院見舞金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき旨は、その合計額を支払います。

(10) 入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特則

**第10条** 当社は、旅行者1名について入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となつた場合は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいもの(別表第2の項に、第1号に掲げるものは、その旨を支払います。)

イ 当該入院日数又は通院日数にそれぞれ乗じた額  
ロ 当該入院日数(当社は入院見舞金を支払うべき期間の日数を除きます。)に当該入院日数を加えた額を乗じた額とみなしたとき、当該日数に對して当社が支払うべき後遺障害補償金の額を減額することがあります。

(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合  
イ 入院日数180日以上180日未満の傷害を受けたとき。 20万円  
ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき。 10万円  
ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき。 2万円  
ニ 入院日数7日未満の傷害を受けたとき。 1万円

旅行者が入院しない場合においても、別表第3の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けたときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

当社は、旅行者1名について入院見舞金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき旨は、その合計額を支払います。

(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合  
イ 入院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき。 10万円  
ロ 入院日数90日以上90日未満の傷害を受けたとき。 5万円  
ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき。 2万円  
ニ 入院日数7日未満の傷害を受けたとき。 1万円

旅行者が入院しない場合においても、背骨等の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプス等を使用した場合、平常の業務に従事すること又は平常の生活習慣を営むことが出来ず、かつ、通院(医師による治療が必要な場合において、自宅での療養を必要とする場合を除く。)を要する期間にわたって、医師による治療に専念することを要するときは、その状態にある期間について、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。

当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活習慣を営むことが出来ず、かつ、通院(医師による治療が必要な場合において、自宅での療養を必要とする場合を除く。)を要する期間にわたって、医師による治療に専念することを要するときは、事故の日から180日を経過した後の通院に対しては、入院見舞金を支払いません。

当社は、旅行者1名について入院見舞金及び通院見舞金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき旨は、その合計額を支払います。

(10) 入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特則

**第10条** 当社は、旅行者1名について入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となつた場合は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいもの(別表第2の項に、第1号に掲げるものは、その旨を支払います。)

イ 当該入院日数又は通院日数にそれぞれ乗じた額  
ロ 当該入院日数(当社は入院見舞金を支払うべき期間の日数を除きます。)に当該入院日数を加えた額を乗じた額とみなしたとき、当該日数に對して当社が支払うべき後遺障害補償金の額を減額することがあります。

(2) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合  
イ 通院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき。 10万円  
ロ 通院日数90日以上90日未満の傷害を受けたとき。 5万円  
ハ 通院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき。 2万円  
ニ 通院日数7日未満の傷害を受けたとき。 1万円

旅行者が入院しない場合においても、背骨等の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプス等を使用した場合、平常の業務に従事すること又は平常の生活習慣を営むことが出来ず、かつ、通院(医師による治療が必要な場合において、自宅での療養を必要とする場合を除く。)を要する期間にわたって、医師による治療に専念することを要するときは、その状態にある期間について、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。

当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活習慣を営むことが出来ず、かつ、通院(医師による治療が必要な場合において、自宅での療養を必要とする場合を除く。)を要する期間にわたって、医師による治療に専念することを要するときは、事故の日から180日を経過した後の通院に対しては、入院見舞金を支払いません。

当社は、旅行者1名について入院見舞金及び通院見舞金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき旨は、その合計額を支払います。

(10) 入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特則

**第10条** 当社は、旅行者1名について入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となつた場合は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいもの(別表第2の項に、第1号に掲げるものは、その旨を支払います。)

イ 当該入院日数又は通院日数にそれぞれ乗じた額  
ロ 当該入院日数(当社は入院見舞金を支払うべき期間の日数を除きます。)に当該入院日数を加えた額を乗じた額とみなしたとき、当該日数に對して当社が支払うべき後遺障害補償金の額を減額することがあります。

(2) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合  
イ 通院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき。 10万円  
ロ 通院日数90日以上90日未満の傷害を受けたとき。 5万円  
ハ 通院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき。 2万円  
ニ 通院日数7日未満の傷害を受けたとき。 1万円

旅行者が入院しない場合においても、背骨等の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプス等を使用した場合、平常の業務に従事すること又は平常の生活習慣を営むことが出来ず、かつ、通院(医師による治療が必要な場合において、自宅での療養を必要とする場合を除く。)を要する期間にわたって、医師による治療に専念することを要するときは、その状態にある期間について、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。

当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活習慣を営むことが出来ず、かつ、通院(医師による治療が必要な場合において、自宅での療養を必要とする場合を除く。)を要する期間にわたって、医師による治療に専念することを要するときは、事故の日から180日を経過した後の通院に対しては、入院見舞金を支払いません。

当社は、旅行者1名について入院見舞金及び通院見舞金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき旨は、その合計額を支払います。

(10) 入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特則

**第10条** 当社は、旅行者1名について入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となつた場合は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいもの(別表第2の項に、第1号に掲げるものは、その旨を支払います。)

イ 当該入院日数又は通院日数にそれぞれ乗じた額  
ロ 当該入院日数(当社は入院見舞金を支払うべき期間の日数を除きます。)に当該入院日数を加えた額を乗じた額とみなしたとき、当該日数に對して当社が支払うべき後遺障害補償金の額を減額することがあります。

(2) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合  
イ 通院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき。 10万円  
ロ 通院日数90日以上90日未満の傷害を受けたとき。 5万円  
ハ 通院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき。 2万円  
ニ 通院日数7日未満の傷害を受けたとき。 1万円

旅行者が入院しない場合においても、背骨等の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプス等を使用した場合、平常の業務に従事すること又は平常の生活習慣を営むことが出来ず、かつ、通院(医師による治療が必要な場合において、自宅での療養を必要とする場合を除く。)を要する期間にわたって、医師による治療に専念することを要するときは、その状態にある期間について、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。

当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活習慣を営むことが出来ず、かつ、通院(医師による治療が必要な場合において、自宅での療養を必要とする場合を除く。)を要する期間にわたって、医師による治療に専念することを要するときは、事故の日から180日を経過した後の通院に対しては、入院見舞金を支払いません。

当社は、旅行者1名について入院見舞金及び通院見舞金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき旨は、その合計額を支払います。

(10) 入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特則

**第10条** 当社は、旅行者1名について入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となつた場合は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいもの(別表第2の項に、第1号に掲げるものは、その旨を支払います。)

イ 当該入院日数又は通院日数にそれぞれ乗じた額  
ロ 当該入院日数(当社は入院見舞金を支払うべき期間の日数を除きます。)に当該入院日数を加えた額を乗じた額とみなしたとき、当該日数に對して当社が支払うべき後遺障害補償金の額を減額することがあります。

(2) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合  
イ 通院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき。 10万円  
ロ 通院日数90日以上90日未満の傷害を受けたとき。 5万円  
ハ 通院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき。 2万円  
ニ 通院日数7日未満の傷害を受けたとき。 1万円

旅行者が入院しない場合においても、背骨等の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプス等を使用した場合、平常の業務に従事すること又は平常の生活習慣を営むことが出来ず、かつ、通院(医師による治療が必要な場合において、自宅での療養を必要とする場合を除く。)を要する期間にわたって、医師による治療に専念することを要するときは、その状態にある期間について、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。

当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活習慣を営むことが出来ず、かつ、通院(医師による治療が必要な場合において、自宅での療養を必要とする場合を除く。)を要する期間にわたって、医師による治療に専念することを要するときは、事故の日から180日を経過した後の通院に対しては、入院見舞金を支払いません。

当社は、旅行者1名について入院見舞金及び通院見舞金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき旨は、その合計額を支払います。

(10) 入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特則

**第10条** 当社は、旅行者1名について入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となつた場合は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいもの(別表第2の項に、第1号に掲げるものは、その旨を支払います。)

イ 当該入院日数又は通院日数にそれぞれ乗じた額  
ロ 当該入院日数(当社は入院見舞金を支払うべき期間の日数を除きます。)に当該入院日数を加えた額を乗じた額とみなしたとき、当該日数に對して当社が支払うべき後遺障害補償金の額を減額することがあります。

(2) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合  
イ 通院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき。 10万円  
ロ 通院日数90日以上90日未満の傷害を受けたとき。 5万円  
ハ 通院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき。 2万円  
ニ 通院日数7日未満の傷害を受けたとき。 1万円

旅行者が入院しない場合においても、背骨等の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプス等を使用した場合、平常の業務に従事すること又は平常の生活習慣を営むことが出来ず、かつ、通院(医師による治療が必要な場合において、自宅での療養を必要とする場合を除く。)を要する期間にわたって、医師による治療に専念することを要するときは、その状態にある期間について、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。

当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活習慣を営むことが出来ず、かつ、通院(医師による治療が必要な場合において、自宅での療養を必要とする場合を除く。)を要する期間にわたって、医師による治療に専念することを要するときは、事故の日から180日を経過した後の通院に対しては、入院見舞金を支払いません。

当社は、旅行者1名について入院見舞金及び通院見舞金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき旨は、その合計額を支払います。

(10) 入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特則

**第10条** 当社は、旅行者1名について入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となつた場合は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいもの(別表第2の項に、第1号に掲げるものは、その旨を支払います。)

イ 当該入院日数又は通院日数にそれぞれ乗じた額  
ロ 当該入院日数(当社は入院見舞金を支払うべき期間の日数を除きます。)に当該入院日数を加えた額を乗じた額とみなしたとき、当該日数に對して当社が支払うべき後遺障害補償金の額を減額することがあります。

(2) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合  
イ 通院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき。 10万円  
ロ 通院日数90日以上90日未満の傷害を受けたとき。 5万円  
ハ 通院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき。 2万円  
ニ 通院日数7日未満の傷害を受けたとき。 1万円

旅行者が入院しない場合においても、背骨等の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプス等を使用した場合、平常の業務に従事すること又は平常の生活習慣を営むことが出来ず、かつ、通院(医師による治療が必要な場合において、自宅での療養を必要とする場合を除く。)を要する期間にわたって、医師による治療に専念することを要するときは、その状態にある期間について、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。

当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活習慣を営むことが出来ず、かつ、通院(医師による治療が必要な場合において、自宅での療養を必要とする場合を除く。)を要する期間にわたって、医師による治療に専念することを要するときは、事故の日から180日を経過した後の通院に対しては、入院見舞金を支払いません。

当社は、旅行者1名について入院見舞金及び通院見舞金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき旨は、その合計額を支払います。

(10) 入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特則

**第10条** 当社は、旅行者1名について入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となつた場合は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいもの(別表第2の項に、第1号に掲げるものは、その旨を支払います。)

イ 当該入院日数又は通院日数にそれぞれ乗じた額  
ロ 当該入院日数(当社は入院見舞金を支払うべき期間の日数を除きます。)に当該入院日数を加えた額を乗じた額とみなしたとき、当該日数に對して当社が支払うべき後遺障害補償金の額を減額することがあります。

(2) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合  
イ 通院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき。 10万円  
ロ 通院日数90日以上90日未満の傷害を受けたとき。 5万円  
ハ 通院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき。 2万円  
ニ 通院日数7日未満の傷害を受けたとき。 1万円

旅行者が入院しない場合においても、背骨等の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプス等を使用した場合、平常の業務に従事すること又は平常の生活習慣を営むことが出来ず、かつ、通院(医師による治療が必要な場合において、自宅での療養を必要とする場合を除く。)を要する期間にわたって、医師による治療に専念することを要するときは、その状態にある期間について、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。

当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活習慣を営むことが出来ず、かつ、通院(医師による治療が必要な場合において、自宅での療養を必要とする場合を除く。)を要する期間にわたって、医師による治療に専念することを要するときは、事故の日から180日を経過した後の通院に対しては、入院見舞金を支払いません。

当社は、旅行者1名について入院見舞金及び通院見舞金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき旨は、その合計額を支払います。

(10) 入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特則

**第10条** 当社は、旅行者1名について入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となつた場合は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいもの(別表第2の項に、第1号に掲げるものは、その旨を支払います。)

イ 当該入院日数又は通院日数にそれぞれ乗じた額  
ロ 当該入院日数(当社は入院見舞金を支払うべき期間の日数を除きます。)に当該入院日数を加えた額を乗じた額とみなしたとき、当該日数に對して当社が支払うべき後遺障害補償金の額を減額することがあります。

(2) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合  
イ 通院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき。 10万円  
ロ 通院日数90日以上90日未満の傷害を受けたとき。 5万円  
ハ 通院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき。 2万円  
ニ 通院日数7日未満の傷害を受けたとき。 1万円

旅行者が入院しない場合においても、背骨等の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプス等を使用した場合、平常の業務に従事すること又は平常の生活習慣を営むことが出来ず、かつ、通院(医師による治療が必要な場合において、自宅での療養を必要とする場合を除く。)を要する期間にわたって、医師による治療に専念することを要するときは、その状態にある期間について、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。

当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活習慣を営むことが出来ず、かつ、通院(医師による治療が必要な場合において、自宅での療養を必要とする場合を除く。)を要する期間にわたって、医師による治療に専念することを要するときは、事故の日から180日を経過した後の通院に対しては、入院見舞金を支払いません。

当社は、旅行者1名について入院見舞金及び通院見舞金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき旨は、その合計額を支払います。

(10) 入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特則

**第10条** 当社は、旅行者1名について入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となつた場合は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいもの(別表第2の項に、第1号に掲げるものは、その旨を支払います。)

イ 当該入院日数又は通院日数にそれぞれ乗じた額  
ロ 当該入院日数(当社は入院見舞金を支払うべき期間の日数を除きます。)に当該入院日数を加えた額を乗じた額とみなしたとき、当該日数に對して当社が支払うべき後遺障害補償金の額を減額することがあります。

(2) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合  
イ 通院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき。 10万円  
ロ 通院日数90日以上90日未満の傷害を受けたとき。 5万円  
ハ 通院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき。 2万円  
ニ 通院日数7日未満の傷害を受けたとき。 1万円

旅行者が入院しない場合においても、背骨等の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプス等を使用した場合、平常の業務に従事すること又は平常の生活習慣を営むことが出来ず